



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和6年(2024)1.1 師走 (NO.363)



# ペルダ通信



メール・アドレス [hi-perda@shine.tnc.ne.jp](mailto:hi-perda@shine.tnc.ne.jp) URL <http://www.hi-perda.com>

●気づきが自分を変えていく ●ひとにやさしくしごとにきびしく  
社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員  
会社のメンタルヘルスは社員の気持ちをよく聴き話せば社員も職場も活き活き



バランスの取れた食事はバランスのとれた心と身体をつくる毎日おいしくしっかり三食

## 新年あけましておめでとうございます

皆様のお陰で新しい年を迎えることができました、感謝申し上げます。経済・社会状況が大変厳しいなかで、原材料の高騰、人件費の上昇、一方で働きやすい職場環境の向上、人材育成、魅力ある会社をつくる。今年も、皆様のお役に立つ情報提供とサポートをしていきます。本年が良き年になりますようにご祈念いたします。



## ✓年末年始無災害運動：令和5年12月1日～令和6年1月15日（主唱：中災防） 《健康と安全で幸せつなぐ年末年始》

働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、職場の安全と健康を確保するための運動です。しっかりルールを守って事故にならないよう心がけましょう！！

## ✓労働保険の加入は強制です！ひとり雇ったら加入しましょう

労災保険+雇用保険が労働保険です。従業員を雇っていても、加入していない事業主はまだ多く存在しており、労働局は未加入事業所を拾い出し加入するよう指導しています。加入を指導されながらも、加入しない場合は、職権により加入手続きした場合は、労働保険料を遡って徴収し、追徴金も徴収されます。事業主が故意または重大な過失で加入手続きを行っていない期間中に労働災害が発生し、労働者に保険給付を行った場合は、遡って、労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の100%又は40%を徴収します（費用徴収制度）。

未加入使用者は、すぐに加入しましょう！《働きがいのそばには労働保険》

## ✓社会を明るくする運動（第73回：#生きづらさを生きていく。）法務省（MOJ）

\*社会を明るくする運動とは＝“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、今年で73回目です。

\*地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ＝テレビや新聞では、毎日のように事件（犯罪）のニュースが報道されている。安全安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化し、罪を犯した人を処罰することも必要なこと。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも大切なこと。立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わって必要がある。この運動では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけづくりをめざしている。



#### 4. 管理権とは(物的施設利用関係)

社員は、会社の敷地内に入ることによって、会社が所有し、占有する場所、施設などを利用することになるので、使用者の所有権、占有権などの物的管理権限に服することになる。使用者は、この権限にもとづいて必要な規制や命令を発することができ、社員もこれに従うよう拘束を受ける。したがって、「労働組合が、当然に企業の物的施設を利用する権利を保障されているわけではないから、労働組合又は組合員であるからといって使用者の許諾なしに施設を利用する権限をもっているということはできない」(昭54.10.30最高裁(三小)判決、国鉄札幌駅等事件)とされているとおりである。労働組合の無断ビラ貼り等に対し、使用者側の一定手続を経たそのビラ撤去行為は、使用車の対抗行為として正当である。社員は、労務を提供するためにのみ会社への立ち入りが認められているのであり、使用者の意に反する立ち入りは、その管理権から規制を受けることになり、社員は会社の意に反して自力で工場、事務所等に立ち入りを強行することは許されない(昭29.12.24浦和地裁判決:清水製作所事件)。

#### ✓ 労働条件 明示のルールが変わります(2024年4月1日より)

4月1日からの施行で、説明をしつかりを行い、トラブルがないようにするため。概略は以下の通りです。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項(太字の部分)
・全ての労働契約の締結時 ・有期労働契約の更新時	1. 就業場所、業務の変更の範囲
・有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限(通算契約期間又は更新回数の上限)の有無と内容 併せて、 <b>最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由をあらかじめ説明することが必要になる</b>
・無期転換する際の契約の更新時	3. 無期転換申込の機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、 <b>無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないことになる。</b>

※既に雇用されている労働者に対しては、改めて労働条件を明示しなくてもよい。

※令和6年4月1日を契約の開始日とする契約を3月以前に契約締結を行った場合は、改正前の規定が適用されるが、新たなルールの契約締結が望ましい。

#### 「性(せい) 相(あい) 近きなり 習(ならい) 相遠きなり」

生まれつきの天性は似たり寄ったりで大差はないが、後天的な習慣や教養の違いによって善悪堅愚などの大きな差が生じる。孔子は教化の可能性を信じ一生を教育に費やす。(會津藩校日新館:論語のこよみ)

☆トラックドライバーの残業時間の削減 発荷主と着荷主の配慮が過重労働を防ぐ

☆60時間(1ヶ月)を超える時間外労働の割増率は50%!

☆2ヶ月以内雇用でも、最初から社会保険加入が義務! ☆高額療養費「限度額申請」を!

☆パート・アルバイト社会保険加入義務化:51人以上(令和6年10月より)

☆車到山前必有路(くるま さんぜんに いたりて かならず みちあり) (進めば 必ず 道開く)

12月1日現在:静岡県人口3,550,610人(前月比1,811人減):内訳:自然動態2,447人減(出生1,626人・死亡4,073人)、社会動態636人増(転入10,069人・転出9,433人):世帯数1,516,308世帯(656世帯増):静岡市人口676,477人(前月比人463人減):世帯数301,900(54世帯増)